

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス

合格者を多数輩出する

リアリスティック勉強法とは？

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

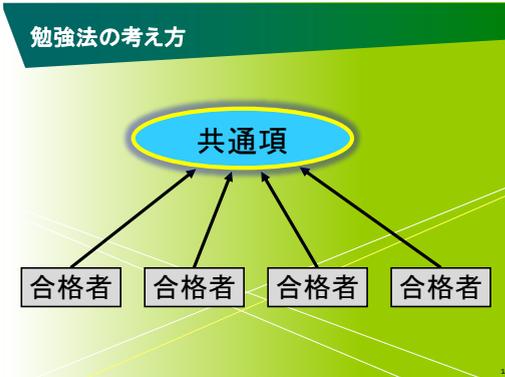
辰巳法律研究所

合格者を多数輩出する リアリスティック勉強法とは？

リアリスティック一発合格松本基礎講座
—松本 雅典—

合格者を多数輩出する
リアリスティック勉強法
とは？



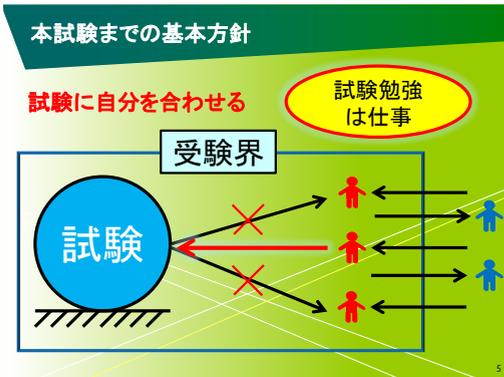


試験で求められることとは？

合格者を多数輩出する リアリスティック勉強法とは？







予備校を利用して合格する方の共通点

**基本的に講師の
方法論に合わせる**

6

理解と記憶

7

理解と記憶①

1. 理解に最も有効な方法

- ・整理
- ・再言語化

2. 記憶に最も有効な方法

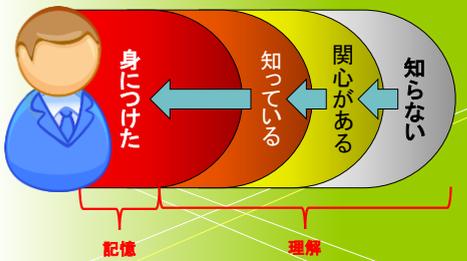
- ・想起

8

理解と記憶②

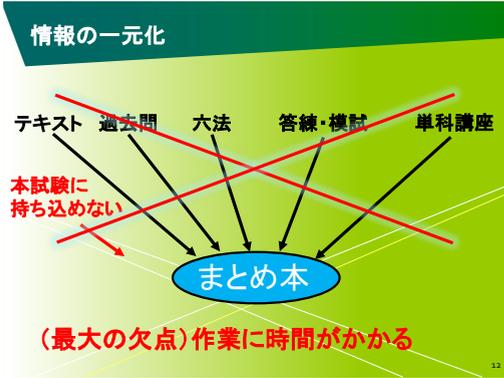


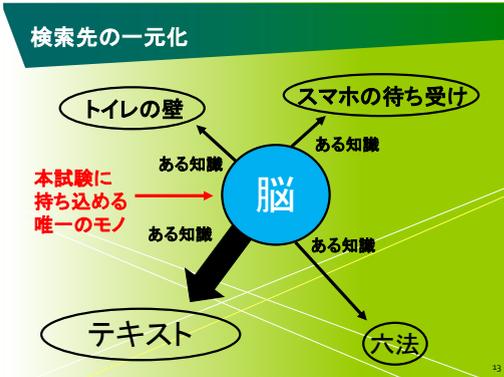
知的好奇心の4段階構造



情報の一元化ではなく
検索先の一元化

合格者を多数輩出する
リアリスティック勉強法とは？





本当のアウトプットとは？

合格者を多数輩出する リアリスティック勉強法とは？

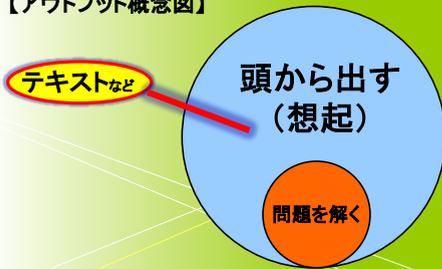
インプットとアウトプット

Input : 入力する → 頭に入れる(整理、再言語化)

Output: 出力する → 頭から出す(想起)
~~問題を解く~~

アウトプット格差

【アウトプット概念図】



テキストでアウトプットの具体例

⑤敷金返還請求権

賃貸借契約が終了した場合、敷金(P259)は未払賃料や修繕費などがなければ賃借人に返還されます。しかし、賃借人が敷金を返還しない場合、賃借人は敷金返還請求権に基づいて建物を留置できるでしょうか。

これは認められていません(最判昭49.9.2)。

敷金は、賃貸人の修繕費の債権などを担保するためのものです。修繕費がどれくらいかかるかなどは、建物を明け渡してもらわなければわかりません。したがって、賃借人が先に建物を明け渡さなければならぬとされています(民法第292条の2第1項1号)。その後、修繕費などに敷金を充てる必要があれば、賃借人に敷金が返還されます。つまり、賃借人が「敷金を支払うまで建物を返さない」と言える事案ではないのです。

アウトプット①

アウトプット②

合格者を多数輩出する リアリスティック勉強法とは？

1. 記憶量の減少

『司法書士5ヶ月合格法』	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』
<ul style="list-style-type: none"> ・算数的 Recollect 法 ・Relating・Recollect 法 ・ゴロ合わせ・替え歌 ・こじつけ Recollect 法 ・漢字 Recollect 法 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通する視点 ・クロスワードの原理 ・補助線で Recollect ・法律用語や手続の流れはたとえで ・無理矢理にでもつなぐ ・しりとりを作る
etc.	etc.

18

算数的 **Recollect** 法①

Realistic rule ← 理系の発想

抵当権の処分において、債務者、設定者、その他の担保権者(ex. 中間の抵当権者)の承諾は不要です。つまり、**抵当権の処分の当事者以外の者の承諾は不要です**(対抗要件【P304(1)】は除きます)。

(『第4版』『司法書士試験リアリスティック民法Ⅱ【物権】』P295)

19

算数的 **Recollect** 法②

原則と例外 ← 文系の発想

【無権代理と相続の考え方】

(原則)

無権代理行為をした者 → 追認を拒絶できません

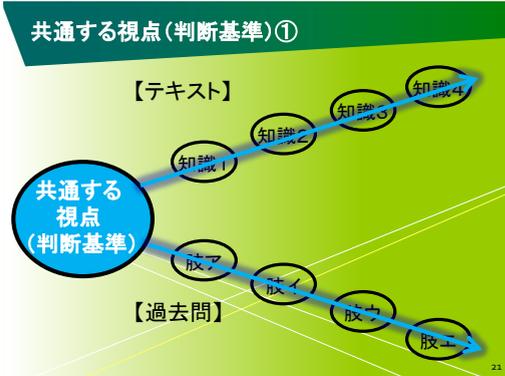
無権代理行為をしていない者 → 追認を拒絶できます

(例外)

無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合

(『第4版』司法書士試験リアリスティック民法Ⅰ【総則】』P172～173)

20



共通する視点(判断基準)②

『have』 = 何かを自分の
テリトリー内に
持っている

【『have』の意味は何か？】

- ・I have a bag.
- ・I had a good time.
- ・I have to go to a school.
- ・I have passed the exam.

22

共通する視点(判断基準)③

地役権は、土地(要役地)のための物権
であり、土地(要役地)にくっついている
物権です。

【第4版】『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ【物権】』P164

【地役権】

- ・要役地の地上権者、永小作人、賃借人も地役権を使える(民法281条1項参照)
- ・地役権を要役地から分離して譲り渡せない(民法281条2項)
- ・要役地の共有者の1人が持効によって地役権を取得すると、他の共有者も地役権を取得する(民法284条1項)

23

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://service.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)